

## 太陽光発電設備及び風力発電設備に係る景観形成基準

建設部都市政策課

(趣旨)

第1条 この基準は、日向市景観条例（平成22年日向市条例第8号）第20条の規定に基づき本市が定めた、太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等の行為について、景観上の影響を未然に防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換するための設備及びその附属設備をいう。

2 この基準において「風力発電設備」とは、風力を電気に変換するための設備及びその附属設備をいう。

(景観形成基準)

第3条 太陽光発電設備及び風力発電設備に係る景観形成基準を次のとおり定める。

行為の区分		景観形成基準
工作物の建設等	太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"><li>1 太陽光電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用する。</li><li>2 太陽光電池モジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。</li><li>3 太陽光電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、素材は低反射のものを使用する。</li><li>4 パワーコンディショナーなど附属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。</li><li>5 景観を阻害する恐れのある場合は、屋根線上、丘陵地、高台での設置はできるだけ避ける。</li><li>6 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周辺の景観から突出しないようにする。</li></ol>

		<p>7 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。</p> <p>8 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みや海岸線等への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。</p>
	風力発電設備	<p>1 風力発電設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。</p> <p>2 景観を阻害する恐れのある場合は、尾根線上、丘陵地、高台での設置はできるだけ避ける。</p> <p>3 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みや海岸線等への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。</p>

#### 附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日以後において着手する、太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等について適用する。ただし、効力発生日において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(改正FIT法)による事業計画認定を受けている、又は、事業計画認定申請済みの事業者については適用しない。